



令和元年 11月 7日

東京税理士会
会長 西村 新 殿

東京青年税理士連盟

会長 今井

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5丁目 21番

代々木第 10 下田ビル 7階

電話 03 - 3356 - 2916



「次期税理士法の改正に関する答申」に対する意見書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、日本税理士会連合会制度部がとりまとめた「次期税理士法改正に関する答申—時代の变化に対応し、未来を創る制度の構築に向けて—」(2019年4月17日付、以下「答申」といいます) に対しての意見書を提出いたします。

本意見書は「国民のための税理士制度」確立の観点から、次世代を担う我々青年税理士が特に重要であると考え検討した項目についてまとめたものです。検討は、答申のうち会則等措置項目については法改正とは違う範疇であるため、法改正要望項目に絞って行っております。

以上

答申全体について

【意見】

税理士法（以下、「法」といいます）第1条「税理士の使命」についての検討が不十分である。法第1条の改正を目指すべきである。

【理由】

答申において、税理士の使命については「税理士制度の理念を表すとともにその根幹を成すもの」とあるとおり、その重要性を認識している。それにも関わらず明確な理由もなく「現時点において速やかに改正すべきものではない」と結論付け改正の先送りを決めている。法第1条に「納税者の権利擁護」の文言を明記する改正を目指すべきである。

そもそも、税理士は納税者の委嘱に基づいて代理人として税理士業務を行うのであり（法第2条）、平成13年の法改正において、法第2条の2（補佐人制度）が創設されたことからみても、税理士は納税者の権利を擁護する立場で代理を行うべきことは明らかである。

しかしながら、現行法は「独立した公正な立場において」と規定しており、税理士は税務官公署にも納税者にも偏らない公正な立場において業務を行うべきであるとする解釈を生じせしめ、納税者の代理人として業務を行う職業専門家であるという税理士の基本的な立場を曖昧にしている。

そこで「納税者の権利擁護」という文言を追加することにより、税理士は納税者の代理人であるという立場を、より一層明確にすべきである。

3. 納税者との委嘱関係及びマイナポータル上の代理について、常に明確にできるようにすること

【意見】

答申の考え方に賛成、反対のどちらでもない。

【理由】

答申にあるように、委嘱関係が終了した場合に、前任の税理士に税務調査等の通知が行くのは情報保護の観点からも好ましくなく、これらを防ぐためにはなんらかの形で委嘱関係を明確にしておく必要があると考えるが、たとえば事業年度の途中で委嘱関係に異動があった場合、税理士が常に税務署に届出することの義務化を想定しているのであれば反対である。このため答申の考え方に賛成、反対のどちらでもない。

マイナポータル上の代理はあくまで民法上の代理であり、税務代理と関係がなく委任

関係があれば閲覧できるものである。このためマイナポータル上での代理につき納税者と税理士の委嘱関係を明確にする必要があるとの考え方は理解できるが、マイナポータルについては、実際の利用率が想定以上に低く、今後もどの程度の普及が見込めるのか、また個人情報保護の観点や実際の運用、手続面について不明確な部分が多い。このため答申の考え方に賛成、反対のどちらでもない。

6. 税理士法人の業務範囲について、税理士が法令等に基づき専門的知見を活用して個人として行っている租税教育への講師派遣や成年後見業務などの公益的業務を含めること。

【意見】

答申の考え方に、反対する。

【理由】

税理士法人制度については、従来、税理士が個人として行うこととされていた税理士業務を、新たに法人形態でも行い得るようにするため、平成13年の改正により創設された。

税理士法人の業務範囲については法第48条の5で「税理士業務を行うほか、定款で定めるところにより、第2条第2項の業務その他これに準ずるものとして財務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。」と規定しており、法第48条の6で「法第48条の5に規定するもののほか、税理士法人は、第2条の2第1項の規定により税理士が処理することができる事務を当該税理士法人の社員又は使用人である税理士（以下この条において「社員等」という。）に行わせる事務の委託を受けることができる。この場合において、当該税理士法人は、委託者に、当該税理士法人の社員等のうちからその補佐人を選任させなければならない。」と規定している。

税理士法人はどんな業務を行っても良いわけではなく、税理士法人ができる業務を税理士業務とその付随業務に限定している。

答申では、租税教育講師や成年後見人業務などの公益的業務について法第48条の5、規則第21条の改正を要望している。もしこれらの業務を税理士法人の業務範囲に含めるのであれば、法第48条の5、規則第21条の改正ではなく、法第48条の6の業務範囲に租税教育講師業務、成年後見人業務を加えるべきと考える。

7. 社員税理士の法的脱退事由として、業務停止処分を明記すること

【意見】

答申の考え方に、反対する。

【理由】

答申の解説文中、法第48条の4第2項第1号について、社員税理士が業務停止処分を受けた場合、社員資格を喪失し、当該税理士法人を脱退しなければならないこととされていると記述している。

しかし法第48条の4第2項第1号は、税理士業務の停止の処分を受けた場合、その停止期間を経過しない者は、社員となることができないと規定しているのである。税理士業務の停止の処分を受けた社員税理士は税理士資格を喪失したわけではない。停止期間が経過すれば社員税理士に復することは可能である。

仮に当該税理士法人が、当該社員税理士の業務停止処分により、法第48条18に規定する解散理由に該当することとなれば、社員税理士の補充か、解散を選択することになるが、このことは別の問題である

法第48条の17は法定脱退の理由として、税理士法人の定款に定める理由の発生等の他、税理士の登録の抹消を挙げている。即ち税理士資格を失った場合を規定しているのであって、税理士業務の停止を法定脱退の理由に挙げていないことは、当然のことである。

業務停止処分を法定脱退事由に新たに追加することは、別の問題として議論しなければならない。

8. 学識による受験資格を見直すこと。

【意見】

答申の考え方に、基本的に賛成する。

【理由】

答申において、試験制度のあり方については「資質担保の観点（中略）など、更なる議論が必要である」としている。

たしかに図解においては、「早期に受験できないこと的主要なデメリットとして、「自らの職業適正の判断が遅れる」や「在学中の資格取得が極めて困難になる」等の事項があげられている。

しかしながら、そのようなデメリットの羅列ではなく、下記理由により、大学3年次未満のものに受験資格を付与することには、賛成できるものと考え

- ・そもそも「大学3年次」とする根拠が不明である。
- ・税理士に必要な知識は税理士試験で確認可能である。
- ・人口の減少が進む中、門戸は広げて良いと考える。

なお、「一定の資質を維持」するために、法律学や経済学の単位取得が必要であるという考え方もあるだろうが、上記理由の2番目にもあげた通り、税理士試験を通じた資質の確保は可能であると考えられることから、こうした単位取得要件も不要と考える。

10. 税理士職業賠償責任保険への加入を義務化すること

【意見】

答申の考え方に、反対する。

【理由】

答申では、税理士職業賠償責任保険への加入を義務化することとしている。しかし、税理士によって顧問先の数や規模、税務リスクの程度には大きな違いがあり、中には税理士登録はしていても、実際にはほとんど業務を行っていない人もおり、税理士職業賠償責任保険の必要性は各税理士によって大きく異なっている。

そのため、税理士全員が義務として税理士職業賠償責任保険に加入することは、顧問先の税務リスクが低い人や税理士業務を行っていない人にとっては、必要のない負担を強いることとなる。

このことから、税理士職業賠償責任保険は、現状通り顧問先の状況に応じて税理士の判断により加入することが最善であり、答申の考え方には反対する。

13. 税理士に対する指導、連絡及び監督をより徹底すべく、開業税理士及び税理士法人に所属税理士及び社員税理士が会則遵守義務を履行できるよう協力義務を課すこと。

【意見】

答申の考え方に、反対する。

【理由】

法第39条で会則遵守義務は規定されており、法第48条の16で、税理士法人について法第39条を準用することを規定している。よって、税理士法人には、現状でも会則遵守義務があるので、答申のような改正は屋上屋を架す様なものである。